

速度取締り指針

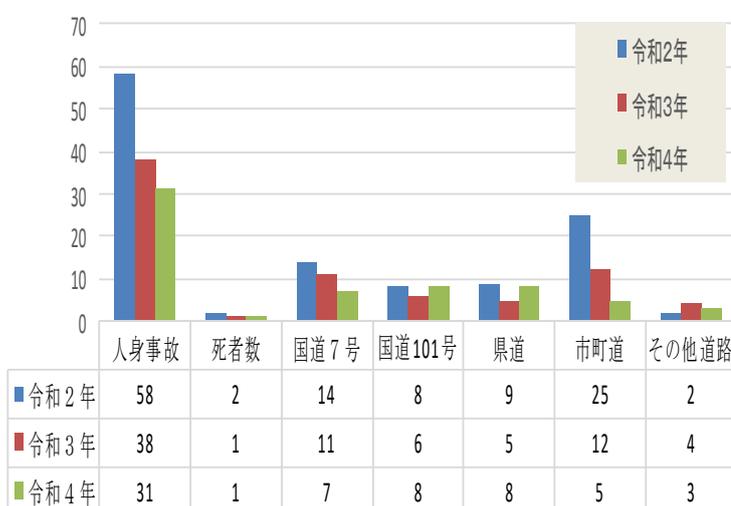
令和5年1月
能代警察署

速度取締り重点

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。
重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施する。

重点路線	重点時間帯	取締り実施区間	規制速度
国道7号	7:00-9:00、12:00-19:00	能代市二ツ井町～三種町鹿渡	50キロ・法定
国道101号	7:00-9:00、12:00-19:00	能代市字芝童森～八峰町八森	50キロ・法定

上半期の路線別人身事故発生状況



過去3年間の上半期の人身事故件数は減少傾向ではあるが、国道の事故発生が全体の約48%を占めており、路線別では最も割合が多い。

国道での交通事故抑止対策が事故発生の減少につながる。

よって、今後も発生状況を踏まえて事故発生の減少に効果のある取締りを実施する。



- 国道7号は管内の主要幹線道路で、夜間の交通量は比較的少ないが、日中の交通量は極めて頻繁である。速度超過による重大交通事故を防止するため、速度取締りを実施する。
- 国道101号は青森県へ通じる幹線道路であり、商業地域、小中高生の通学路となっている市街地を縦断している。また、観光地へのアクセス道路となっていることから、春から夏にかけて交通量が増加し、通過交通による速度超過が懸念されるため、速度抑制のために速度取締りを実施する。

【その他の交通指導取締り】

速度取締りのほか横断歩行者等の保護のため、横断歩行者妨害、信号無視、一時不停止等の交差点関連違反の取締りや、飲酒運転、携帯電話使用等の悪質かつ重大事故の危険性の高い違反についても取締りを実施する。また、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る違反についても取締りを実施する。